

U B E 株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社はU B E 株式会社と称し、英文ではUBE Corporationとする。

(目的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の各製品の製造、加工、売買及び輸出入
 - (1) ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリブタジエンその他石油化学工業品
 - (2) カプロラクタム並びにアンモニア、硫酸、硝酸、謬酸、硝安その他化学工業品
 - (3) ナイロン樹脂、ポリイミド樹脂その他機能性樹脂
 - (4) 硫安、尿素、化成肥料その他化学肥料
 - (5) カテコール、ハイドロキノン、医薬品、農薬、触媒、高純度工業用ガスその他精密化学品
 - (6) フайнセラミックス及び複合材料
 - (7) 医療用具及び医療材料
 - (8) 食品、食品添加物及び清涼飲料
 - (9) セメントその他窯業製品
 - (10) プレハブ住宅
 - (11) 土木建築用資材、住宅用資材及び農芸用資材
 - (12) マグネシウム、フェロシリコンその他非鉄金属製品
 - (13) 金属及びプラスチック加工機械、化学機械、運搬機械、内燃機関その他産業機械並びに橋梁その他鉄構物
 - (14) 電子機器、電子部品及びその材料
 - (15) 鑄鋼品、鍛鋼品その他鉄鋼製品
 - (16) 前記各製品に関連する製品
2. 石炭、鉱石、石灰石、珪石、粘土の採掘、加工、売買及び輸出入
3. 化学、窯業、製鉄その他各種プラント及び設備のエンジニアリング、製作、施工、売買並びにこれらに関する技術指導及びコンサルティング業務
4. 廃棄物等の処理、再生、浄化装置その他各種環境関連装置の設計、製作、施工、売買並びにこれらに関する運転、技術指導及びコンサルティング業務
5. 廃棄物等の収集、運搬、中間処理、最終処分、再生及びその再生品の売買
6. 電気供給事業
7. 情報処理の受託並びにこれらに関するシステムの開発、コンサルティング業務及び関連機器の売買、賃貸
8. 製鉄製鋼業並びに造船業

9. 運送業、運送代理店業、運送取扱業、通関業、倉庫業、港湾の修築、土地の埋立及びその経営
10. 地質、水質、鉱物その他各種調査分析及び土木建築その他各種工事の企画、設計、監理、施工並びにこれらに関する請負及びコンサルティング業務
11. 不動産の売買、賃貸借及び管理
12. 造園緑化事業並びに旅行業及びホテル、レジャー施設の経営
13. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
14. 経理、会計、給与事務受託事業
15. 前各号に関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を宇都市に置く。

(機関)

第4条 当会社は株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は電子公告とする。但し事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は3億3千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主はその有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増)

第10条 当会社の株主は株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集する。

前項の外必要あるときは臨時株主総会を招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会の議長は社長がこれにあたる。社長に差支えがあるとき又は欠員のときは予め取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以てこれを行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以てこれを行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権行使することができる。

株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければな

らない。

第4章 取締役、取締役会及び執行役員

(取締役の員数及び選任)

第19条 当会社の取締役は15名以内とし、株主総会でこれを選任する。

取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれを行う。

取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役)

第21条 当会社を代表する取締役は5名以内とし、取締役会の決議により選定する。

代表取締役は各自会社を代表する。

(取締役の役名)

第22条 取締役会の決議により取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名を置くことができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は会日より3日前までに各取締役及び各監査役に対してこれを発する。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によってこれを定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第25条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(執行役員)

第26条 取締役会の決議により執行役員を置き業務を執行させることができる。執行役員は取締役が兼務することができる。取締役会の決議により執行役員の中から社長1名並びに副社長、専務及び常務若干名を選任することができる。

(相談役、顧問)

第27条 当会社は取締役会の決議により相談役又は顧問を置くことができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数及び選任)

第28条 当会社の監査役は5名以内とし、株主総会でこれを選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれを行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は会日より3日前までに各監査役に対してこれを発する。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は株主総会の決議によってこれを定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第33条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(剰余金の処分)

第35条 当会社の剰余金は株主総会の決議を以て処分する。但し法令に定めあるものはこれによる。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当会社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。

(中間配当)

第37条 当会社は取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第38条 期末配当金及び中間配当金は支払開始の日より満5年を経過してもその受領がないときは当会社は支払の義務を免れるものとする。

沿革

昭和 16 年 1 月 24 日作成	昭和 58 年 6 月 28 日改正
昭和 17 年 6 月 15 日改正	昭和 60 年 6 月 28 日改正
昭和 18 年 12 月 15 日改正	昭和 63 年 6 月 29 日改正
昭和 19 年 5 月 20 日改正	平成 2 年 6 月 28 日改正
昭和 19 年 6 月 15 日改正	平成 3 年 6 月 27 日改正
昭和 20 年 6 月 15 日改正	平成 6 年 6 月 29 日改正
昭和 20 年 1 月 10 日改正	平成 8 年 6 月 27 日改正
昭和 21 年 12 月 20 日改正	平成 10 年 6 月 26 日改正
昭和 24 年 2 月 20 日改正	平成 12 年 6 月 29 日改正
昭和 26 年 2 月 26 日改正	平成 13 年 6 月 28 日改正
昭和 26 年 12 月 15 日改正	平成 14 年 6 月 27 日改正
昭和 27 年 1 月 28 日改正	平成 15 年 6 月 27 日改正
昭和 30 年 5 月 27 日改正	平成 16 年 6 月 29 日改正
昭和 31 年 1 月 28 日改正	平成 17 年 6 月 29 日改正
昭和 33 年 5 月 29 日改正	平成 18 年 6 月 29 日改正
昭和 37 年 5 月 29 日改正	平成 19 年 6 月 28 日改正
昭和 38 年 1 月 29 日改正	平成 21 年 6 月 26 日改正
昭和 39 年 1 月 28 日改正	平成 28 年 6 月 29 日改正
昭和 40 年 1 月 29 日改正	平成 29 年 10 月 1 日改正
昭和 44 年 1 月 29 日改正	令和 4 年 4 月 1 日改正
昭和 45 年 5 月 29 日改正	
昭和 49 年 5 月 29 日改正	
昭和 50 年 5 月 29 日改正	
昭和 51 年 12 月 20 日改正	
昭和 56 年 12 月 19 日改正	
昭和 57 年 6 月 28 日改正	